

令和6年度 血圧計導入促進助成金交付要綱

令和 6年 4月 3日 制 定

一般社団法人 兵庫県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 運転者の事故に関し、脳・心臓疾患が過労死や健康起因事故の原因となっている。

一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）では、その疾患の要因である高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）を令和5年度に導入する兵ト協会員事業者（以下「事業者」という。）に対して公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調して助成金を交付する。

(助成対象機器)

第2条 助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が定める基準を満たす機器とする。ただし、国から補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに機器を導入した場合、別に定める額を交付する。

(申請書及び助成金の請求)

第4条 事業者は、血圧計導入事業が完了したときは、別に定める血圧計導入促進助成金交付申請書（以下「申請書」という。）を提出のうえ、兵ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

(助成金交付)

第5条 兵ト協は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその申請内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、事業者に対して助成金を交付する。

2 兵ト協は、全ト協から交付された助成金と併せて事業者に交付する。

(助成金の返還)

第6条 兵ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他兵ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、兵ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第7条 事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は令和6年4月1日に遡り適用する。